附則第五十七条の二第二項	控除前退職年金等
附則第五十七条の二第四項	規定を	規定（以下この項において「控除前移行退職年金等額算定規定」という。）及び改正前昭和五十八年統合法附則第二十七条第三項の規定を	控除前移行退職年金等
	、退職年金又は減額退職年金	、控除前移行退職年金等額算定規定	控除前移行退職年金等額算定規定にかかわらず、控除
	これらの規定にかかわらず、これらの規定	、改正前昭和五十八年統合法附則第二十七条第三項の規定により控除するものとされた金額を控除する前の移行年金（以下この条において「控除前移行障害年金」という。）	控除前移行障害年金額算定規定
附則第五十七条の三第一項	、障害年金	、控除前移行障害年金	控除前移行障害年金額算定規定にかかわらず、控除
附則第五十七条の三第二項	規定を	規定（以下この項において「控除前移行障害年金額算定規定」という。）及び改正前昭和五十八年統合法附則第二十七条第三項の規定を	控除前移行障害年金額算定規定
	、障害年金	、控除前移行障害年金	控除前移行障害年金額算定規定にかかわらず、控除
	これらの規定にかかわらず、これらの規定	、改正前昭和五十八年統合法附則第二十七条第三項の規定により控除するものとされた金額を控除する前の移行年金（以下この条において「控除前移行遺族年金」という。）	控除前移行遺族年金額算定規定
附則第五十七条の四第一項	、遺族年金	、控除前移行遺族年金	控除前移行遺族年金額算定規定にかかわらず、控除
附則第五十七条の四第二項	規定を	規定（以下この項において「控除前移行遺族年金額算定規定」という。）及び改正前昭和五十八年統合法附則第二十七条第三項の規定を	控除前移行遺族年金額算定規定
	、遺族年金	、控除前移行遺族年金	控除前移行遺族年金額算定規定にかかわらず、控除
	これらの規定にかかわらず、これらの規定	、改正前昭和五十八年統合法附則第二十七条第三項の規定により控除するものとされた金額を控除する前の移行年金（以下この条において「控除前移行遺族年金」という。）	控除前移行遺族年金額算定規定

5　平成八年改正法附則第十六条第二項に規定する年金たる給付のうち昭和六十年改正前昭和五十八年統合法附則第二十七条第三項の規定の適用を受けるものについて、第三項の規定により平成二十七年国共済経過措置政令（第十五条、第十八条、第十九条及び第四十九条を除く。）の長期給付に関する規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる平成二十七年国共済経過措置政令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九十一条	
なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第五十七条の二第四項	退職年金又は減額退職年金	厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号。以下この条、第九十八条及び第百四条において「平成九年経過措置政令」という。）第二十四条第四項の規定により読み替えられた昭和六十年国共済改正法附則第五十七条の二第一項に規定する控除前移行退職年金等

第九十八条		
なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第五十七条の三第二項	障害年金の	平成九年経過措置政令第二十四条第一項及び第四項の規定により読み替えられた昭和六十年国共済改正法附則第五十七条の三第一項に規定する控除前移行障害年金の
第百四条		
なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第五十七条の四第二項	遺族年金	平成九年経過措置政令第二十四条第一項及び第四項の規定により読み替えられた昭和六十年国共済改正法附則第五十七条の四第一項に規定する控除前移行遺族年金

第二十五条第一項中「管掌者」を「実施者」に改め、同条第二項中「附則第七十六条」の下に「の規定」を加え、「管掌者」を「実施者」に改め、同条第三項中「附則第十六条第三項の規定による」を「附則第十六条第三項の規定により」に、「管掌者」を「実施者」に改め、同条第四項から第七項までの規定中「管掌者」を「実施者」に改める。

第二十六条の見出し中「技術的読替え」を「読替え等」に改め、同条第一項の表以外の部分中「附則第十六条第八項」を「附則第十六条第十項」に、「掲げるもの」を「掲げる法令の規定、在職支給停止に関する規定（厚生年金保険法第四十六条第一項及び第五項並びに国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第二十一条第一項及び第三項、第二十四条第四項から第六項まで並びに第二十六条の規定をいう。以下この項及び第三項において同じ。）、厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）第三条の四、第三条の四の二及び第三条の六の二の規定並びに国民年金法による改定率の改定等に関する政令（平成十七年政令第九十二号。以下この項において「改定率改定政令」という。）別表第二の規定」に、「同条第一項」を「平成八年改正法附則第十六条第一項」に改め、「の規定」の下に「（在職支給停止に関する規定を除く。）」を加え、同項の表国民年金法第二十一条第三項の項中欄中「厚生年金保険法による年金たる保険給付の支給を停止して年金給付」を「保険給付（」に改め、同項下欄中「厚生年金保険法による年金たる」を削り、「管掌者」を「実施者」に、「含む。以下この項において同じ。」の支給を停止して年金給付」を「含み、」に改め、同表厚生年金保険法第三十九条第一項の項中「平成八年法律第八十二号」の下に「。以下「平成八年改正法」という。」を加え、「管掌者」を「実施者」に改め、「この条、次条及び第五十六条において」を削り、同表厚生年金保険法第三十九条第三項の項中欄中「停止して年金たる保険給付」を「保険給付（」に改め、同項下欄中「停止して年金たる」を削り、「含む。以下この項及び次条において同じ。）」を「含み、」に改め、同項の次に次のように加える。

厚生年金保険法第三十九条の二	の受給権者	（移換給付を含む。以下この条において同じ。）の受給権者
厚生年金保険法第四十三条の二第一項	再評価率	厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号。以下「平成九年経過措置政令」という。）第二十三条第一項の規定により読み替えられたなお効力を有する平成一元化法改正前国共済法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。